

～ご自宅に『太陽光発電設備』『蓄電設備』を同時設置する方へ～

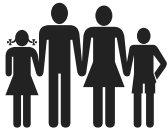


木津川市エコ生活応援補助金

※本補助制度は、京都府と協力して実施しています。

木津川市では、市民の皆様のエコ生活を応援して、環境負荷を軽減するため、ご自宅に設置されたエコ生活設備（同時設置の太陽光発電・蓄電設備）の購入費を補助しています。固定買取制度等を利用しない（非FIT）方が申請できます。（※毎年度の予算の範囲内での補助となります。）

○対象者



補助金の対象になるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ① エコ生活設備を購入・設置した木津川市民（世帯主に限る。）
- ② 同じ区分の補助金を17年以内に受けていない方
- ③ エコ生活設備を居宅に設置して適切に管理・活用※できる方（※発電した電気を、主として居宅において使用する方）

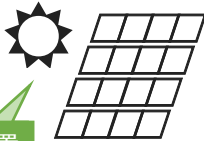
（注）暴力団員等、補助対象として適切でないと認められる場合は対象外。

○補助額・対象設備

FIT 売電不可 ※新制度分

補助額 = [基本額① + 基本額② + 10,000円] 以内※

※補助対象経費 [購入費（本体一式、必須附属品、架台）、必須設置工事費] の合計額の1/2が上限



同時設置
常時接続



①太陽光発電設備（新品・同時設置に限る。）

家庭で利用する電気の発電を目的として市販されているもの。
[公称最大出力合計] 2kW以上

基本額① | 1kWあたり2万円（上限8万円。1kW単位）

②蓄電設備（新品・同時設置に限る。）

市販されている蓄電池で、太陽光発電設備と常時接続するもの。
[蓄電容量] 1kWh以上

基本額② | 1kWhあたり3万円（上限18万円。0.1kWh単位）

14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。

○交付要件

新制度分の補助金を申請されるにあたっての主な要件は、次のとおりです。

「共通」



- 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないこと。
- 設置する設備について、他の国庫補助金の交付を受けていないこと。

「太陽光発電設備」

- FIT制度及びFIP制度の認定を取得しないこと。
- 自己託送を行わないこと。
- 設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。

「蓄電設備」

- 14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。

○申請手続

エコ生活設備の引渡後、別に定める期間内に、次の書類で申請してください。
受付期間については、申請窓口・ホームページでご案内します。



- **エコ生活応援補助金交付申請書**※（申請窓口・ホームページで配布）
 - 契約書 又は 売買契約書
（製品名・補助対象経費の内訳が確認できるもの 又は その写し）
 - 領収書
（申請者氏名・購入日・販売事業者・製品名・補助対象経費の内訳が確認できるもの 又は その写し）
 - 写真（居宅における設置前後の状況及び性能表示が確認できるもの）
 - 仕様書、パンフレット、カタログ 又は 出力対比表
（合計出力・容量が確認できるもの 又は その写し）
 - 販売事業者の証明書（申請窓口・ホームページで配布）
 - 配置図・配線図（設置場所・接続が確認できるもの）
 - 電力需給契約確認書 又は 系統連系承諾書（写し可）
 - 発電電力消費計画書（申請窓口・ホームページで配布）
 - 蓄電設備の保証書
（保証期間10年以上であると確認できるもの 又は その写し）
 - 誓約書（申請窓口・ホームページで配布）
※申請する設備の全ての項目にチェックしていること。
 - 口座情報確認のため、通帳等をご提示又はご提出ください。（写し可）
- △ 事業開始承認申請書（事業の実施期間が1年以上で2年度に渡る場合）
△ 見積書、工程表等の実施予定期間がわかる書類



申請窓口・
ホームページ

環境課（市役所2階⑤窓口）

TEL 75-1215

木津川市トップ→暮らし→自然・環境→補助→エコ生活応援補助金